

『交通バリアフリー基本構想』 『交通バリアフリー基本構想』

の作成に向けて

【 基本構想作成作業提案書 】

．基本構想の役割	1
1 ．根拠法の概要	1
2 ．基本構想の作成の目的と定めるべき事項	3
．作成作業の提案	4
1 ．作業手順	4
2 ．基礎調査編	5
3 ．基本構想編	6
4 ．重点整備地区以外での推進構想編	7
．作業スケジュール	8



総合建設コンサルタント

共和コンサルタント株式会社

本基本構想の根拠法である「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の促進に関する法律」(平成12年法律第68号、以後「交通バリアフリー法」といいます。)は、高齢者や身体障害者の方々をはじめ、妊産婦やけがをされている方々などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を目的として制定されました。

【法律の主旨】

上記目的を達成するため、

- ・ 鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルなどの旅客施設や鉄道車両、路線バス、旅客船、航空機など公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
- ・ 鉄道駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

【基本的な仕組み】

基本方針

国(主務大臣)が、公共交通機関を利用する高齢者や身体障害者等の方々の移動の利便性及び安全性の向上を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を作成します。

公共交通事業者が講ずべき措置

公共交通事業者に対し、鉄道駅等の旅客施設の新設・大改良、あるいは車両等の新規導入の際、この法律に基づいて定められるバリアフリー基準への適合を義務づけます。

重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

- ・ 市町村による基本構想の策定

市町村は、基本方針に基づきつつ、一定規模の鉄道駅などの旅客施設(特定旅客施設)を中心とした地区(重点整備地区)について、駅などの旅客施設をはじめ周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、実施しようとする事業等を主な内容とする基本構想を作成することができます。

市町村が交通バリアフリー法に基づく基本構想を作成することができる「特定旅客施設」とは、次のいずれかの条件を満たす旅客施設を指します。

- 1日当りの利用客数が5千人以上の旅客施設

当該市町村の高齢化率等、地域の状況からみて、高齢者、身体障害者等の方々の利用者数が 〇〇の旅客施設と同程度と認められる旅客施設

その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等の方々が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる施設

- ・ 基本構想に基づく事業の実施

公共交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施します。

つまり、交通バリアフリー関連法令は、主務大臣が定める基本方針に基づき、公共交通機関を利用される地域の方々をはじめ、公共交通事業者や道路・交通管理者など、各種主体との協議・調整を踏まえつつ、市町村が地域の実情に即したバリアフリー化の指針となる基本構想を取りまとめ、これに沿って各主体が重点的かつ一体的に所管施策等に取り組み、より効果的に、着実に、かつ円滑にその目標を実現させようとするための法体系といえます。

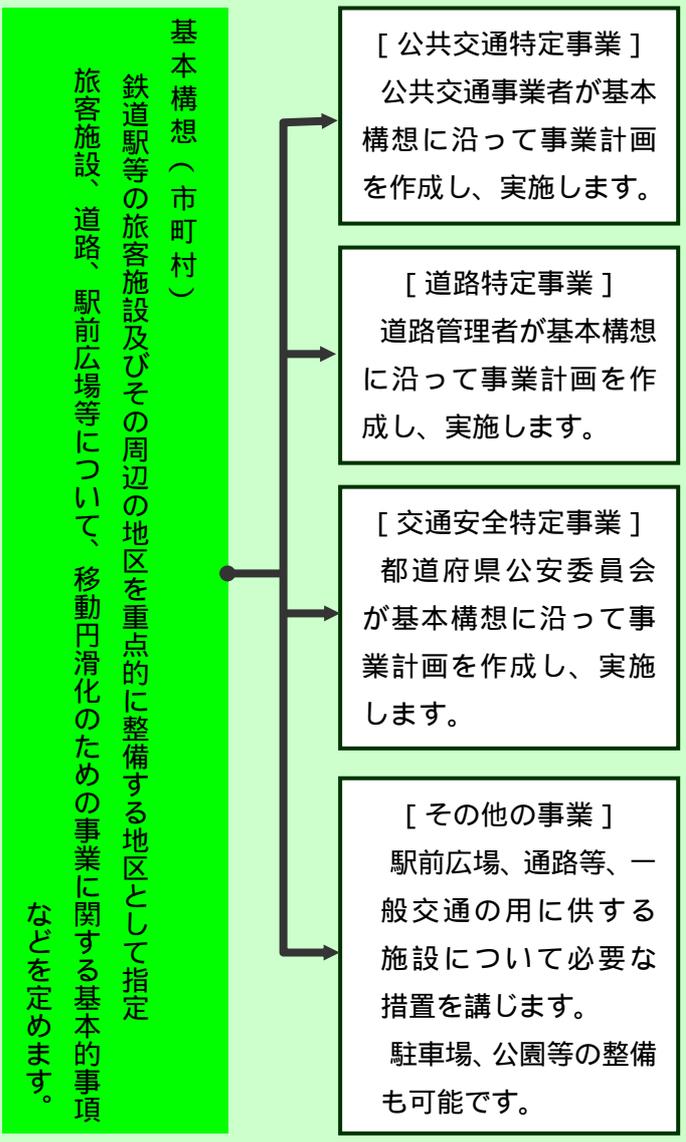
基本方針（主務大臣）

移動円滑化の意義及び目標

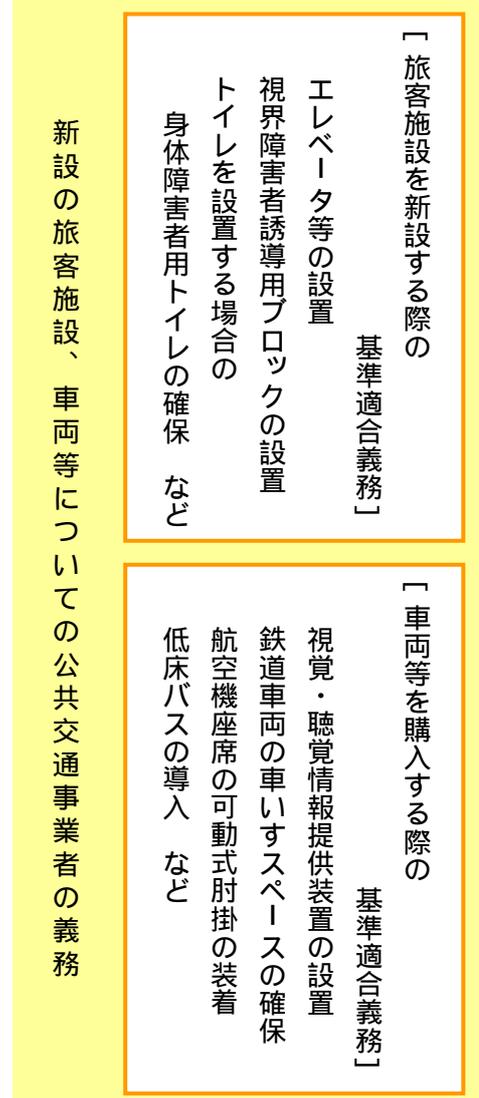
移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項

市町村が作成する基本構想の指針などを定めます。

重点整備地区のバリアフリー化



公共交通事業者が講ずべき措置



【基本構想の作成の目的】

高齢者や身体障害者等の方々をはじめ、公共交通機関を利用するすべてのの方々の移動の円滑化を進めていくためには、鉄道駅などの中心的な役割を担う旅客施設はもとより、その周辺部における移動経路を構成する道路や駅前広場などについても一体的にバリアフリー化を図ることが望まれます。

しかし、これら施設については、複数の主体により管理運営が行われており、個々の主体ごとの財政的な事情や個別事業等の優先度などにより、統一された何らかの構想あるいは総合的な計画等が確立されない限り、一体的なバリアフリー化の推進は極めて困難な状況にあります。

よって、交通バリアフリー法第6条に規定されている本基本構想は、高齢社会が急速に進行する社会情勢等と同時に、このような社会基盤施設整備の推進状況などをかんがみ、地域の実情に即しながら特に多くの方々が集・分散する鉄道駅等とその周辺部の重点的かつ一体的なバリアフリー化の着実な促進を図ることを目的として作成するものといえます。

【基本構想に定める事項】

交通バリアフリー法第6条第2項により、基本構想には次の各事項を定めることと規定されています。

重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針

重点整備地区の位置及び区域

特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通用施設及び当該特定旅客施設又は、一般交通用施設と一体として利用される公共用施設について移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動円滑化のために考慮すべき事項その他必要な事項

【基本構想作成のメリット】

国土交通省より平成16年6月29日付けでホームページにて公表された「交通バリアフリー法に基づく基本構想作成（予定）調査の結果について（平成16年6月25日現在調べ）」より、当該基本構想を既に作成した市町村へのヒヤリングにより収集された基本構想作成メリットとして寄せられた主な事項を次に示します。

駅周辺の一定のエリアでの今後の計画的な事業執行が可能となりました。

道路の拡幅等、長年の懸案事項が事業化されました。

法律に基づく確実なシステムであり、議会への説明が十分になされ、円滑な予算審議が期待できます。

市町村単独ではなく法律に基づく制度であり、障害者等関係者の目を通した客観的な計画が作成できました。

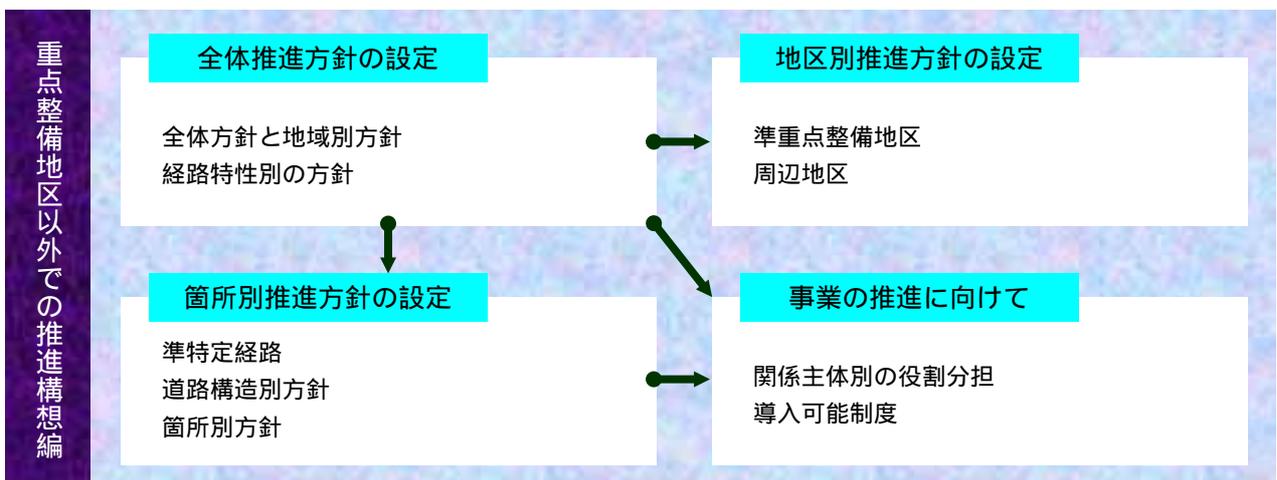
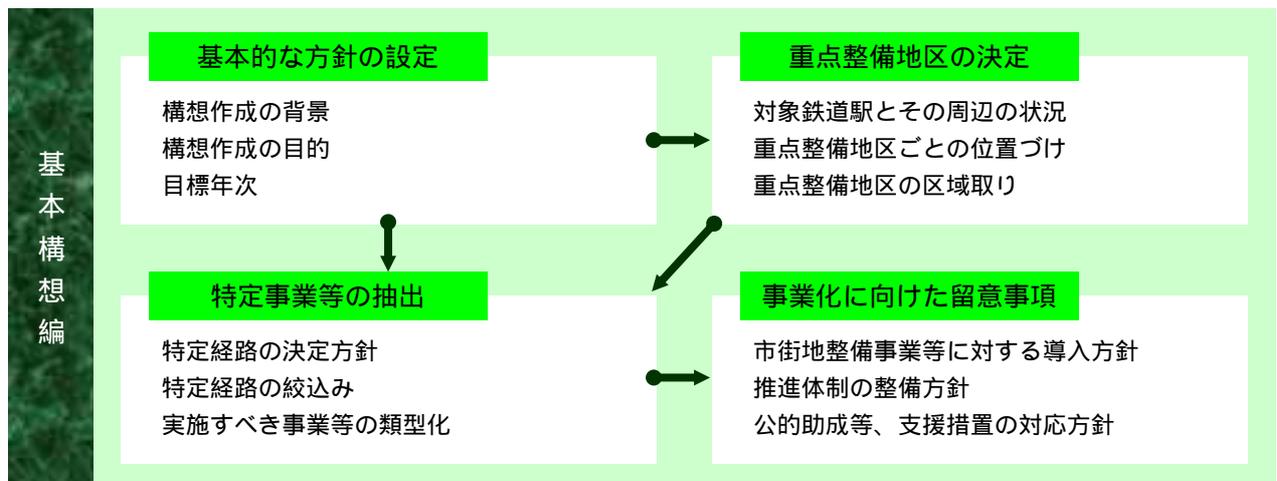
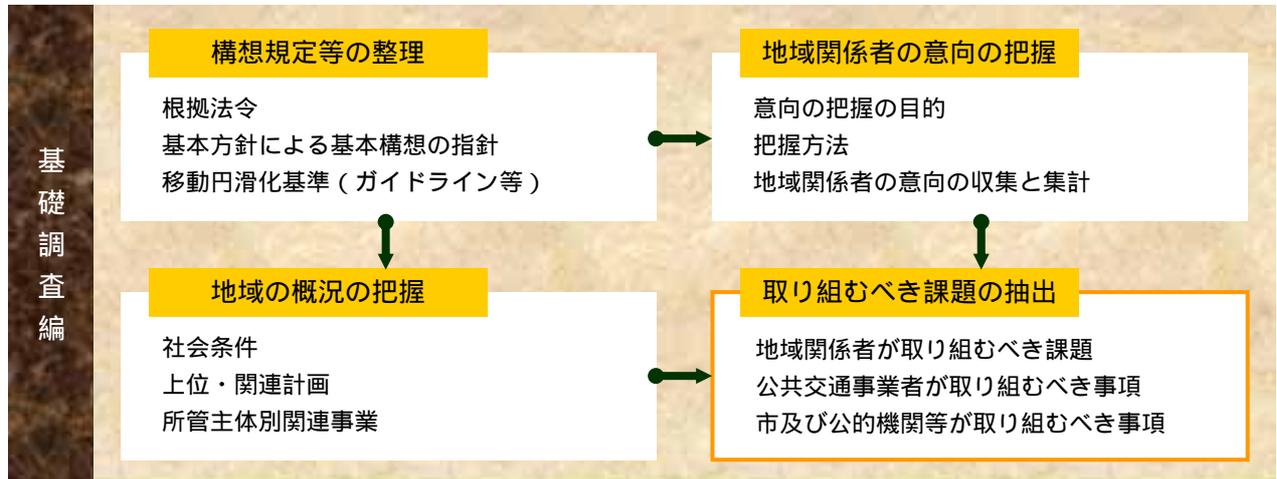
鉄道事業者やNPO団体等との関係が密接となり、相手の考え方等詳細を把握することができました。

1. 作業手順

. 作成作業の提案

基本方針に定められている「基本構想の指針」を踏まえつつ、『交通バリアフリー基本構想』の作成に向けた全体的な作業の流れを提案させていただきます。

なお、具体的な作業については、バリアフリー化に向けた課題の抽出を目的とする基礎調査編と交通バリアフリー法に基づく基本構想編及び必要に応じて行う波及構想編との大きく3編による構成を提案します（基本構想編と波及構想編を一体とすることもあり得ます）。

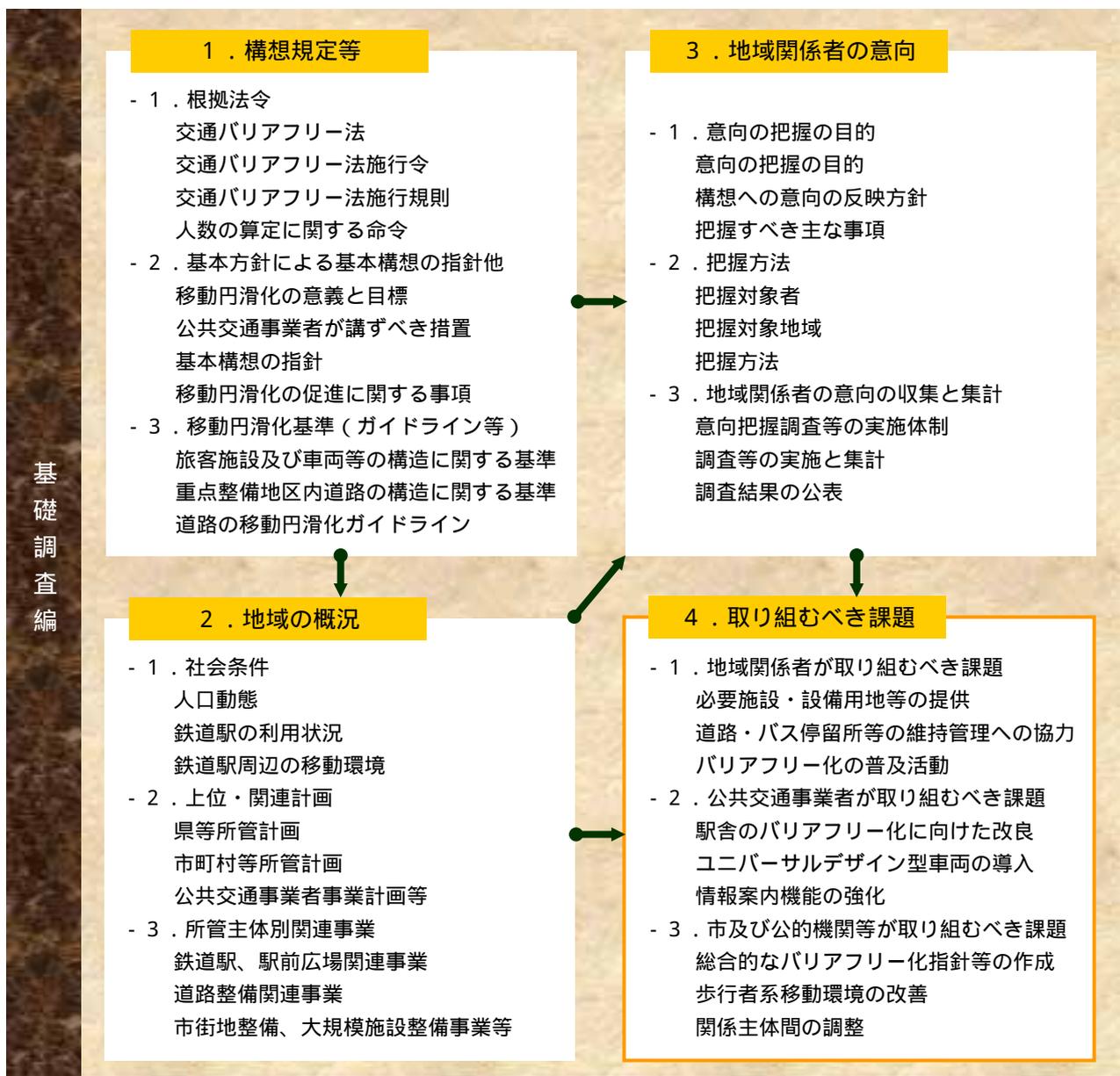


基本構想を作成するのに先立ち、その基礎的な検討資料の取りまとめを主な目的とする基礎調査編としての作業の実施を提案させていただきます。

具体的には、まず、基本構想を作成する際の規定事項あるいは前提条件となる各種根拠法令について整理した上で、これに係る社会条件や上位関連計画における関係施策の展開方向などについて整理します。

必要に応じてこれら情報についても提供しつつ、これからの移動環境（特に歩行者系）のあり方や現状に対する要望など、実質的な利用者となる地域の皆様方の公共交通機関に対する意向を把握します。

これら事項を踏まえ、基礎調査編の最終項では、地域社会として、また、各種関連主体ごとに今後、実現に向け取り組んでいくべき課題事項の抽出・整理を実施し、本編となる基本構想編につなげていきます。

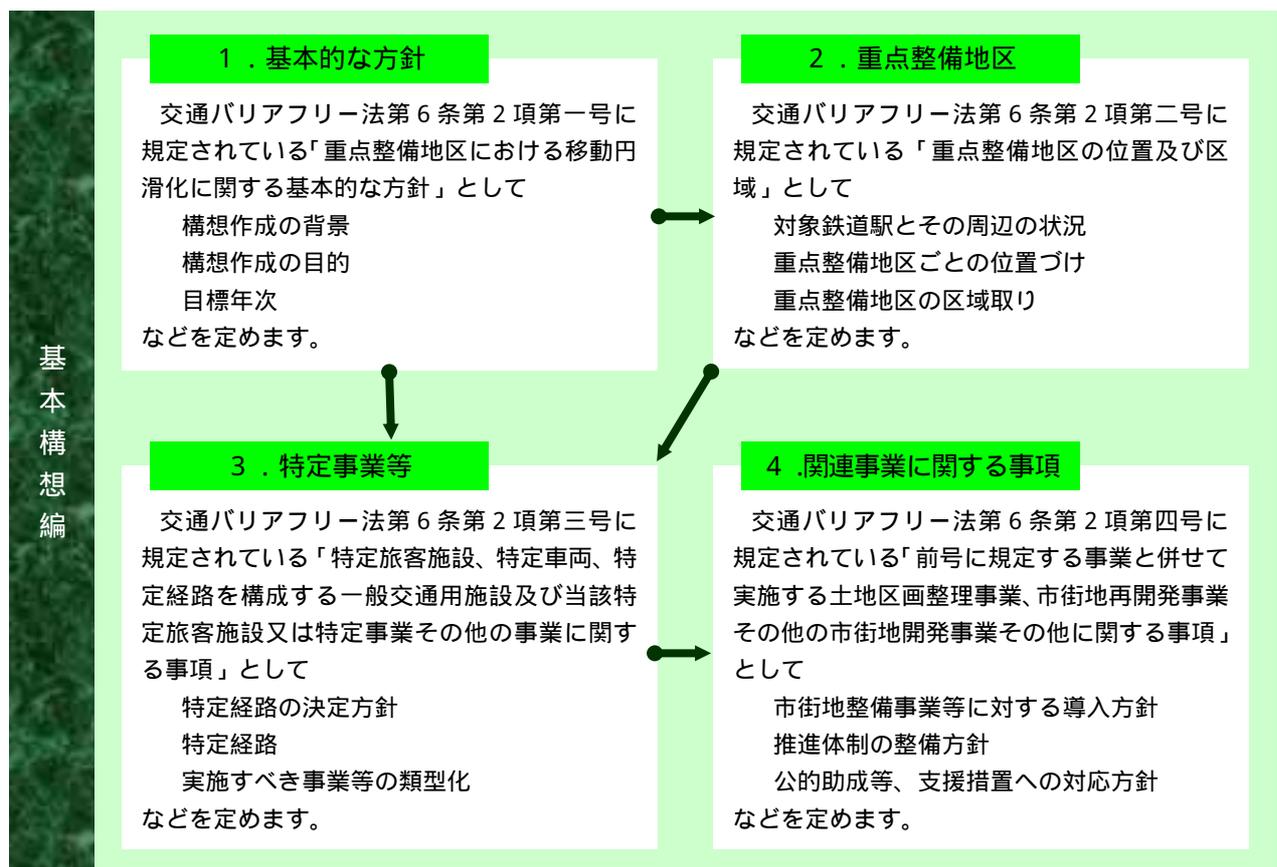


本編となる基本構想編では、基礎調査編で抽出・整理した今後、取り組んでいくべき課題事項について、各種関係主体との協議・調整を踏まえつつ、規定の書式あるいは形式に沿いながら主務大臣や県への送付及び地域へ公表する『交通バリアフリー基本構想』を取りまとめます。

具体的には、各種関係主体との調整を図りながら交通バリアフリー法第6条第2項の規定に基づき、まず、基本構想の目的や目標年次などの基本的な方針を明らかにした上で、これに沿いながらバリアフリー化を一体的重点的に実施すべき鉄道駅周辺部を重点整備地区として定めます。

この重点整備地区内における道路整備状況や交通状況など、現状における交通環境に対し特に改善・改良を要するものと認められる移動経路を抽出し、その実現に向け導入すべき事業を選定します。

これら既存道路等における歩行者系移動環境の改善・向上に向けた基本的な構想内容を踏まえつつ、最終項では、今後、事業化される市街地整備事業等における交通バリアフリー化の導入方針をはじめ、地域的なバリアフリー化を着実に進めていくための推進体制の整備方針や各関係主体が実質的にバリアフリー化関係施策を実施する際の公的助成・補助策や支援措置等への対応方針など、関連事業に関する各種事項を定めます。



なお、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化は、制度の対象となる重点整備地区内の特定路線だけに留めるべき取り組みではなく、先導的な事業の実施による周辺地域への波及・啓発効果をも副次的に期待するものであることから、地域の実情に即して重点整備地区以外の地域や特定経路以外の経路などに対する推進方針等についても定めることが望まれます（次ページの提案内容をご覧ください。）

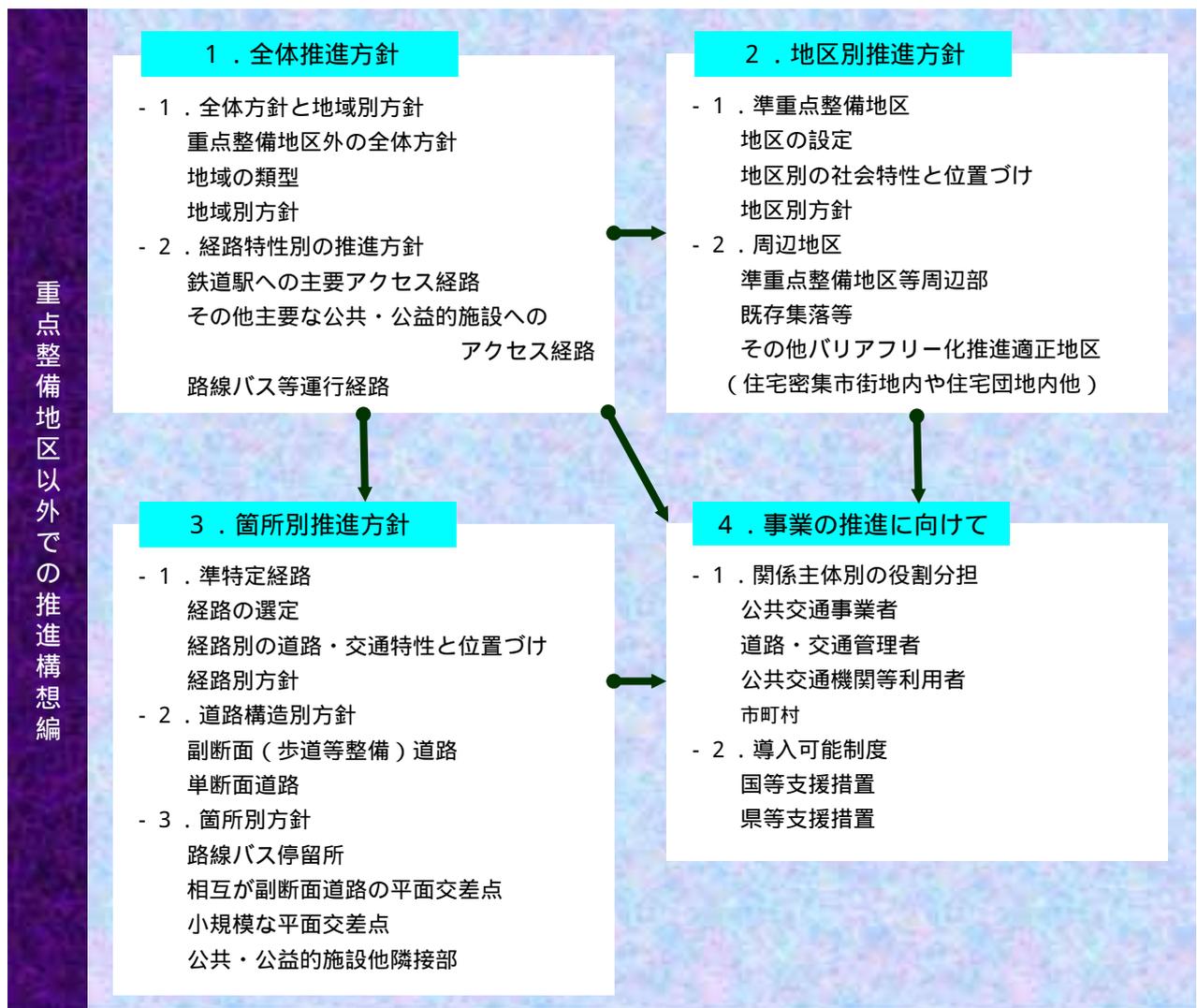
既に作成されている他地域の基本構想では、本制度の適用対象となる重点整備地区や特定経路以外に、交通バリアフリー法に準ずるものとして準重点整備地区や準特定経路を選定した上で、バリアフリー化の推進方針等を定めているものもあります。

だれもが自分の意思のもと、目的地まで安全かつ快適に移動できるような公共交通機関や道路など移動環境のバリアフリー化は、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区や特定路線のみ実施すれば完了するものではなく、本来的には、室内や施設内などをも含め地域全体のすべて（人々の考え方を含みます。）において措置することにより、はじめてだれもが満足する社会的な環境に改善されたこととなります。

理想的には、このような社会的環境の創出が望まれますが、現実的には、空間的な条件や財政的・経済的な制約などがあり、理想像の実現は極めて困難なものと予想されますことから、最後の編として、交通バリアフリー法に適用要件が規定されている重点整備地区や特定経路以外のものに対するバリアフリー化に向けたガイドライン（指導目標あるいは推進指針など）としての役割を期待する「重点整備地区以外での推進構想」の取りまとめ作業を提案させていただきます。

具体的には、まず、重点整備地区の基本方針他との整合に留意しつつ、それ以外の市域全域並びに当該区域内の経路特性格のバリアフリー化推進方針を明らかにした上で、必要に応じて設定する準重点整備地区など地区特性に即したきめ細かな地区別の推進方針を設定します。

また、あわせて局所的な方針をも設定し、これらを踏まえ関連事業を推進していくに際しての関係主体別の役割分担や事業化を見据えながら導入可能な公的支援などを整理します。



作業スケジュール

前項までに示しました作業内容に対する概略的な作業スケジュールを提案させていただきます。

種別	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目
1. 基礎調査編	構想規定等の整理	地域の概況の把握	地域関係者の意向の把握		取り組むべき課題の抽出				
2. 基本構想編				基本的な方針の設定		重点整備地区の決定 特定事業等の抽出		事業化に向けた留意事項	
3. 推進構想編				全体推進方針の設定		地区別推進方針の設定 箇所別推進方針の設定		事業の推進に向けて	
取りまとめ									
主な打合せ時期	●	●		●		●		●	●

地域関係者の意向の把握方法や各種関係主体等の協議・調整によって、作業期間は変動します。

既に作成されている基本構想には、初年度に基礎調査編等を取りまとめ、次年度に基本構想編等を作成した、複数年度にわたり作成されたものもあります。